

2016年6月3日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 阿部裕美子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

2016年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から5年3ヶ月になろうとしています。

4月14日から引き続く熊本地震は、日本の観測史上未経験の状況となっています。急がれるのは被災者の命と健康を守るための避難生活の改善です。熊本地震への支援にあたっては、震災関連死をこれ以上出さないためにも、本県が経験した東日本大震災・原発事故の教訓を生かすことが重要です。

そうしたなか、全国で唯一運転している九州電力川内原発への不安が増えています。地震が連動し長期にわたる事態さえ十分想定されていませんでした。「地震大国」で原発の運転を続ける危険に、政府や電力会社は真摯に向き合うべきです。

川内原発は「予防的」にでも直ちに停止し、全国の原発は停止したまま廃止に向かうことこそ「地震大国」日本が取るべき道であり、福島県からの発信が求められています。

沖縄県でまた「米軍基地あるがゆえの悲劇」が起きました。米空軍嘉手納基地の軍属の元米海兵隊員が死体遺棄容疑で逮捕されました。若い女性の命を無残にも奪った残虐な事件にやり場のない憤りを禁じ得ません。事件の元凶である過大な米軍基地を押し付けてきた日米両政府の責任は免れません。海兵隊撤去とともに米軍基地撤去こそ根本的な解決策であることは明白です。

日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから今年69回目の憲法記念日を迎えました。11月には、憲法公布から70年の節目も迎えます。

過去の侵略戦争を反省し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」（前文）した日本国憲法の意義は、いよいよ明らかです。安保法制（戦争法）を廃止し、立憲主義を回復すること、憲法の値打ちを広げ、解釈改憲も明文改憲も許さないことが求められています。

安倍晋三首相が、来年4月からの消費税増税を延期する方針を明らかにしました。消費支出が2年連続で減少するなどアベノミクスの破綻は明白であり、日本経済と国民の暮らしを見れば消費税増税は、中止以外にないことは明らかです。

タックスヘイブンの実態を暴露した「パナマ文書」は、氷山の一角とはいえ、タックスヘイブンが大企業や富裕層の税逃れに広く使われていることを浮き彫りにしており、貧困と格差拡大の是正のためにも厳しい追及が不可欠です。

県は、応急仮設住宅について避難指示区域および津波被災地の特定延長を除き、来年3月末で提供を終了するとしています。しかし、一律に応急仮設住宅からの退去、帰還を迫ることは無理であることが明白となっています。原発事故による避難生活を想定していない災害救助法による応急仮設住宅の提供はこれ以上困難としています。が、原発事故の「異質の危険性」をくみ取った対応が求められます。

今後、避難指示区域の解除が次々と予定されていますが、県や市町村は避難者に寄り添って問題を解決する立場からの支援策こそが求められます。

以上の観点に立ち、6月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

一、「安保法制（戦争法）」廃止し、立憲主義に基づいた県政を

沖縄で元アメリカ海兵隊員による女性遺体遺棄事件は、沖縄県だけの問題にとどまらず県民にも少なくない衝撃を与えています。二度とこうした悲劇を繰り返さないためには、沖縄県と力を合わせて、事件の背景にある米軍基地の撤去、日米地位協定の見直し、個人の尊厳、立憲主義に基づく政治を国に求めていくことが求められます。

1. 地方自治体の長として、基本的人権の尊重、民主主義、平和主義に基づく立憲主義の立場に立ち、今年3月に施行された安保法制・戦争法の廃止を国に強く求めること。
2. 安保法制・戦争法に連動する秘密保護法の撤回を求めること。また、災害などを理由にした事実上の「戒厳令」となる「緊急事態条項」を盛り込む明文改憲を狙っていることから、明確に反対を表明すること。
3. オバマ大統領が、アメリカ大統領として初めて被爆地広島を訪問したことは、重要な前向きの一歩であるが、これまでアメリカ政府が核兵器禁止条約の国際交渉に背を向けてきた態度が問われている。さらに、被爆国である日本政府は、国連総会で圧倒的多数で採択されている核兵器禁止の国際交渉開始を求める決議案に対し、1996年から昨年まで20年連続で「棄権」しているが、被爆国の政府として恥ずべき態度である。

原発事故被害を受けた本県として、あらためて「核兵器のない世界」実現のため、国に対し、「核兵器禁止条約」の締結を求めること。

二、「原発ゼロ」—— 福島切り捨て許さず、県民によりそった復興を

1. 熊本地震でも川内原発を止めない国への批判や南海トラフの危機がより迫っていることへの不安など、原発事故を経験した県民の願いである全国すべての原発再稼働中止を国に強く求めること。
2. 県民が求め、また、帰還への大きな障害になっている、福島第二原発の廃炉を早期に実現するよう国と東電に強く求めること。
3. 東電の炉心溶融隠しについて、東電は第三者委員会の調査にゆだねるとしたが、

東電任せにせず県としても独自に調査すること。原発事故の原因究明がうやむやになっていることから事故全体の検証も県独自に行うこと。

4. 汚染水管理の強化と漁業者も強く反対しているトリチウムの海洋放出を認めないよう国と東電に求めること。
5. 使用済み核燃料と溶け落ちた燃料デブリの安全管理や外部電源確保など、今後の津波対策は水密性だけでなく防潮堤も構築するよう国と東電に求めること。
6. 排気塔の上部撤去の方針や燃料デブリに近づく作業などが開始されることから、原発労働者の十分な安全対策を国と東電に求めること。
7. 伊勢志摩サミットによって休業を余儀なくされた原発労働者に対し、説明と休業補償を行うよう国と東電に求めること。
8. 再生可能エネルギーの推進にあたっては、景観や環境破壊が問題になっている大型開発中心ではなく、県民参加型の持続可能な社会づくりを目指し、そのための条例を制定すること。
9. 賠償問題では、営業損害について東電が相当因果関係を判断するとして独自のデータを根拠に打ち切りや値切りを行っていることから、そのデータ開示を東電に求めること。農林業の賠償については来年以降も継続するよう指針の改定を国に求めること。
10. 除染は、今年度で終わりにすることなく、追加除染希望者を市町村と協力して把握し、納得いく対応を行うよう国に求めること。
11. 復興の足かせとなる消費税10%への増税は、延期ではなく中止するよう国に求めること。

三、原発事故による避難指示の解除と被災者支援について

昨年6月の福島復興指針の改定により、帰還困難区域を除く避難指示の解除が、国主導で6月12日の葛尾村を始め次々と進められようとしています。

この間、各地で実施された住民説明会では、除染やインフラ整備が不十分として避難指示解除は時期尚早との意見が多数を占める状況にもかかわらず、住民との協議はすんだとして避難指示が解除されようとしていることに納得できないとの声が上がっています。

1. 避難指示解除は住民との協議だけでなく、合意を前提とするよう国に求めること。
2. 避難指示解除を先行させるのではなく、帰還を希望する人が戻れるようにするために準備宿泊を余裕をもって設定するよう国に求めること。
3. 帰還困難区域内で死亡事故を含め重大な交通事故が相次いで発生している事態を踏まえ、避難区域内の救急医療に対応できる二次医療機関を早期に整備すること。当面、双葉地方で唯一の入院機能を持つ高野病院の一般病床の増床を認め、入院に対応できるようにすること。
4. 国が避難指示解除の条件とする年間追加被ばく線量20ミリシーベルトの基準は、労働安全衛生法の基準よりも高いと避難住民からは強い批判が起きておりこ

の基準の見直しを国に求めること。

5. 希望者への再除染の実施、森林除染の実施で戻れる環境の整備を国の責任で行うよう求めること。
6. 避難指示解除に関して不安が大きい医療体制について、相馬、双葉地方の医療体制整備に特別の支援を行うとともに、医療人材確保に県の支援を強化すること。
7. 避難指示解除までに除染で出た廃棄物が野積みされている状況を無くして、帰還を希望する人が希望を持って帰れる環境をつくるよう国に求めること。
8. 避難指示が解除されても帰還できない避難者に対し、仮設住宅の入居延長を早期に決定すること。
9. 避難指示解除を前提にした精神的賠償を2018年3月で打ち切るとしているが、避難区域の住民が事故前の生活を取り戻すまで、賠償ならびに生活支援を継続するよう国に求めること。
10. 旧緊急時避難準備区域を持つ自治体に県が原子力被害応急対策基金を使い、一律5億円の生活再建支援金を交付したが、区域内人口に見合う内容に見直しを図ること。
11. 自主避難者の住宅無償提供を来年3月末で終了させる県の方針を見直し、希望する避難者が継続して住めるよう、県は子ども被災者支援法の趣旨に沿った対応を行うこと。帰還を希望する避難者の移転費用を増額するとともに、県内外で差を設けないこと。
12. 長期避難により荒廃し解体せざるを得ない住宅は、国の責任で家屋の解体を行うよう求めること。
13. 帰還しないことを選択した住民の農地について、圃場整備された農地であっても地目変更できるよう制度改善を行うこと。
14. 避難区域内事業者の事業再開支援については、避難区域となった12市町村内に限定せず、どこで再開しても4分の3の補助が受けられるようにすること。
15. 避難区域12市町村の将来像を具体化する工程表が示されたが、イノベーション・コースト構想の推進、避難自治体の拠点施設整備が主な内容となっている。帰還しない住民を含めた住民の暮らしと生業の再建を進めるものに見直し、そのために必要な財源を国と東電に求めること。
16. 被災者生活再建支援法の支援金限度額を500万円以上に引き上げ、支給対象を一部損壊にも拡大するよう国に求めること。この制度の都道府県拠出割合を引き下げ、国の負担割合を増やすよう見直しを国に求めること。

四、日本一子育てしやすい県、長生きの県にふさわしい福祉型県づくりへ

(1) 子育て支援について

1. 子どもを生み育てやすい雇用、労働政策の抜本的見直しを国に求め、子どもの貧困問題解決にむけて部局横断でとりくむこと。
2. 認可保育所待機児童数を正確に把握し、特に待機児童が集中する都市部の解消に向け、認可保育所の増設、そのための用地確保への県の支援策の創設、公立保

育所の運営費国庫負担の復活に取り組むこと。

3. 認可保育所を希望しても入所できず、無認可に預けざるを得ない世帯に対し、当面、低所得者の保育料負担軽減のため、無認可保育所への県の補助を抜本的に引き上げるとともに、対象年齢制限を撤廃すること。
4. 保育士の大幅な賃金の引き上げが図られるようにするため、国が進める制度改善策の抜本的な見直しを求めること。
5. 学童保育の待機児童解消に向け、学童クラブの増設、指導員の処遇改善、施設基準を満たすための支援強化に県として取り組むこと。

(2) 教育について

1. 学校給食費の保護者負担の軽減を行う自治体が福島県内で増加している現状を踏まえて、県として制度化し市町村を支援すること。
2. スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの増員と正規職員化、全学年で30人学級を実施し、被災児童、帰還児童に行き届いた支援を行うこと。
3. 公立、私立にかかわらず高校、大学、専門学校に無利子奨学金や給付型の奨学金制度創設を国に求め、県独自でも創設すること。
4. 18歳選挙権が実施されることから社会に目を向ける教育に力を入れるとともに、高校生の政治活動の自主性を認めること。また高校教育で労働基本権をはじめとして働くルールの学習を取り入れること。

(3) 医療、福祉の充実について

1. 地域医療構想策定については、国の参酌基準にこだわらず、必要な医療供給体制の整備に向け独自の判断で策定すること。
2. 専門医の養成について、大規模病院に研修医が集中し、医師と医療の安定確保が困難になる地域が生じる懸念があることから、実施延期を求めること。
3. 福島医大に設置される国際医療科学センターの本年開設に向け、県の処遇改善策を強化し、必要な看護師確保に全力を挙げること。
4. 介護士確保のための処遇改善を国に求めるとともに、県の対策を強化すること。
5. 「住まいは人権」の立場で住基本計画を見直し、単身の若者も公営住宅に入居できるよう制度を見直すこと。
6. 国保広域化に向けて、国が交付した保険者支援金が確実に国保税軽減に活用されるよう市町村を支援すること。
7. 国保税滞納世帯への資格証明書、短期被保険者証の発行を中止するとともに、国保税の滞納処理のための違法な年金等の差し押さえを行わないよう、市町村に徹底すること。
8. 後期高齢者医療については、保険料の特例軽減措置の継続を国に求めるとともに、保険料滞納者への短期被保険者証発行を行わないこと。また、健診は特定健診に匹敵する内容に充実すること。
9. 障害者総合支援法の見直しにあたっては、65歳以上の障がい者に1割負担を

求める福祉サービスの介護保険優先原則を廃止し、負担軽減を図ること。

障害者自立支援法違憲裁判訴訟団との基本合意を順守し、障がい者福祉サービスを原則無料にするよう国に求めること。

10. 難病法の施行により、56から300に拡大された特定疾患の医療費助成制度の周知徹底を強化すること。長期入院を強いられることが多い難病患者が拠り所としてきた介護療養型病床を増床すること。

五、地域経済を担う農林水産業・中小企業の再生、観光の復興へ

(1) TPPからの撤退を

1. 明確な国会決議違反、国会審議でも大部分の内容が開示されないなどの情報隠しが明らかとなっている。食料主権、経済主権を多国籍企業に売り渡す、県内農業はじめあらゆる分野に影響を及ぼすTPPについては、「撤退」を国に求めること。

(2) 基幹産業である農林水産業の再生について

1. 土地集約化など、大規模化に偏らず、本県農業を支えている家族農業の再建を支援すること。農業後継者を支援するしくみをつくること。
2. 会津地方と中通りで4月の凍霜害によって芽が壊死する被害が発生し、会津身不和柿の被害が年間出荷額の約4割、1億円超、中通りのリンゴやナシなどの被害を合わせ、全県で2億円超の被害となっている。

今後の樹勢の維持に必要な農薬や肥料代など、農家負担を極力軽減する支援策を講じること。

3. 放射性物質の吸収抑制対策によるカリ過剰とミネラルアンバランス自給飼料給与によるとみられる死亡牛について、死亡家畜頭数の実態調査を行い、獣医師など専門家から意見を聴取するなどして対応策を検討し、畜産農家が廃業に追い込まれないよう支援すること。
4. イノシシ管理計画一年目の経過時点で総括を行い、実効ある対策を講じること。また、人を恐れない従来とは異質のイノシシが出現していることから、国に予算増額を求め対策を強化すること。

さらに、クマが市街地まで出没して被害を発生させかねない事態となっていることを重視し、万全の対策をとること。

5. 福島大学の農学部を設置を巡り、福島大学への財政支援金や建設地について自治体間の誘致合戦となっている。県として必要な支援を行うとともに、他学部との連携などを考慮した適切な立地がなされるよう、福島大学と協議すること。

(3) 林業の再生について

林業従事者の放射能汚染対策に配慮しながら、森林除染をすすめること。また、除染とあわせた森林整備・再生を具体的に推進し、後継者育成を支援すること。

(4) 水産業の復興について

試験操業の魚種が拡大されたとはいえ、本格操業までには今後も支援が必要なことから、後継者育成も視野に支援策を継続すること。

(5) 中小企業と観光の復興について

1. 県内中小企業の復興を支援するため、グループ補助や雇用支援など4分の3の有利な補助制度を、浜通り地域に限定せず県内全域で活用できるよう国に求めること。
2. 正規雇用を増やすとともに、県内中小企業を支援しながら最低賃金を時給1,000円に引き上げ、さらに1,500円をめざして引き上げるよう求めること。
3. 教育旅行や被災地ツアーなどを支援し、引き続き県内観光産業を支援すること。
4. 小中学校など学校の耐震化や病院の耐震化が全国最下位クラスのままであることから、県内中小企業の仕事興しにもつなげ、耐震化を促進すること。

以 上